

施設監視システム再構築に係る
情報提供依頼
RFI (Request For Information)

令和8年8月
姫路市保健所衛生課

1 本依頼書の趣旨

本市では、食品営業許可及び環境営業許可施設の台帳管理として施設監視システムを導入しています。現行システムは令和3年度に更新を行い、運用開始から5年余りを経過することから、新たなシステム（以下「次期システム」という。）への更改等、現行システムの再構築を検討しています。

今般、実施する情報提供依頼（RFI）については、システム再構築の検討にあたり、パッケージ製品等における機能性等及び必要経費に関する情報を収集することを目的としています。

2 本市の想定する仕様及び条件

次期システムについて、本市が現時点で想定している仕様及び条件を以下に示します。

(1) システム方式

Webアプリケーション方式とし、Webブラウザ（Microsoft Edge 及び Google Chrome にも対応していること）を通じて利用できることを想定しています（別途、Java Runtime Environment、.NET framework 等を必要としないこと）。

(2) 構築方法

仮想化基盤上に仮想サーバを作成し、構築することを検討しています。なお、ハイパーバイザーは Hyper-V、ライセンスの提供が可能なゲスト OS は Windows Server 2019 以上を想定しています。

(3) 端末数

仮想サーバ（仮想化基盤上での構築を想定）

端末 保健所衛生課 4 台、出先機関 1 台

(4) 主な機能要件

ア 食品営業許可に関する機能

(ア) 許可台帳の入力から許可証の打出し等ができること

- ・ 食品衛生協会の加入状況（加入年月日及び会費の有効期限）の入力ができること
- ・ 許可証は郵送ができるように宛先の印刷もできること

(イ) 責任者の兼務の確認ができること

- ・ 講習会受講履歴の入力ができること

(ロ) 更新申請書の打出しができること

- ・ 許可台帳の印字ができること
- ・ 許可状況に応じた申請手数料の印字ができること
- ・ 責任者の講習会受講履歴から講習会の受講の必要性の有無、講習の受講が必要な場合は講習会の受講料の印字ができること
- ・ 食品衛生協会の加入状況から必要な食品衛生協会費の金額の印字ができること

イ 環境衛生施設関係に関する機能

(ア) 理容所、美容所、クリーニング所に関する機能を有すること

- ・ 申請台帳の入力から検査確認証の打出し等ができること
- ・ 検査確認証は郵送ができるように宛先の印刷もできること

- ・ 管理者の兼務の確認ができること
- ・ 従事者の登録ができること
- ・ 管理者及び従事者の必要な資格情報の入力ができること
- (イ) 旅館、公衆浴場、興行場に関する機能を有すること
 - ・ 許可台帳の入力から許可証の打出し等ができること
 - ・ 許可証は郵送ができるように宛先の印刷もできること
- (ウ) 特定建築物に関する機能を有すること
 - ・ 申請台帳の入力ができること
 - ・ 維持管理権限者等の入力ができること
 - ・ 維持管理権限者等の必要な資格情報の入力ができること
- (エ) 簡易専用水道に関する機能を有すること
 - ・ 申請台帳の入力ができること
 - ・ 検査記録の入力ができること
- (オ) 専用水道、特設水道に関する機能を有すること
 - ・ 申請台帳の入力ができること
- (カ) プールに関する機能を有すること
 - ・ 申請台帳の入力ができること
- (キ) 墓地に関する機能を有すること
 - ・ 許可台帳の入力から許可証の打出し等ができること
 - ・ 変更許可等の入力から許可証の打出し等ができること
 - ・ 許可証は郵送ができるように宛先の印刷もできること
- (ク) 化製場に関する機能を有すること
 - ・ 許可台帳の入力から許可証の打出し等ができること
 - ・ 許可証は郵送ができるように宛先の印刷もできること
- (ケ) 温泉に関する機能を有すること
 - ・ 申請台帳の入力ができること
- (コ) 住宅宿泊事業に関する機能を有すること
 - ・ 申請台帳の入力ができること
- (サ) 建築物清掃業に関する機能を有すること
 - ・ 申請台帳の入力ができること
 - ・ 有効期限の入力ができること
- ウ 受付リスト、収入リストに関する機能
 - (ア) 日々の受付リスト及び収入リストの出力ができること
 - (イ) 収入リストについては月締めを集計表の出力ができること
- エ データの抽出に関する機能
 - (ア) データが CSV 又はエクセル等のデータで抽出ができること
- (5) データ移行

構築作業において、現行システムからデータを移行していただくことを想定しています。
- (6) マニュアル作成

次期システムの導入時及びバージョンアップ時に、機能毎のマニュアルを作成していただくことを想定しています。

(7) 運用・保守

本稼働後、5年間の運用・保守業務の委託を検討しています。

(8) サポート体制

本稼働後、本市職員からの次期システムの利用全般に関する問合せ等に対応できる体制をお願いします。

3 検討における次期システムへの移行想定時期

令和10年3月

4 情報提供依頼事項

(1) システム全体について

各機能、稼働環境等について提示してください。

(2) 保守・運用について

運用開始時のサポート体制、バージョンアップ、OS・ブラウザのサポート期限切れ、本市独自要件への対応方針について提示してください。

(3) スケジュール

システム再構築を実施する場合、現段階においては、調達公告は令和9年4月、構築開始が同年6月頃、新システム稼働開始が令和10年3月になると想定しています。これを踏まえ、標準的な再構築スケジュールを提示してください。

(4) 他都市への導入状況

他都市へ導入されている場合は自治体名を提示してください。

(5) 見積り

システムの再構築に係る作業、ソフトウェアライセンス、保守・運用、その他必要と考えられるすべての経費を提示してください。

5 情報提供要領

次の要領により情報を第7項に示す連絡先までご提供ください。

(1) 様式

ア 提案書の様式は任意とします。

イ A4版又はA3版を基本として作成してください。

(2) 情報提供期限

令和8年9月9日（水）17時まで

6 提出された資料の取扱い及び経費負担等

(1) 提出いただいた資料は、返却しません。

(2) 提出いただいた資料は、本市が仕様書案等を検討するにあたって、本市内部での情報共有の手段として複写又は供覧することを前提としますが、本市と守秘義務契約を締結する外部のコンサルタント等に当該資料を貸与することがあります。

- (3) 情報提供に要する費用は貴社のご負担となりますので、ご了承ください。
- (4) 今回の情報提供依頼は、貴社を含め幅広い事業者による入札参加が可能となるよう検討を行うものですが、本市が将来的に貴社のシステムを導入することや、貴社に特別の地位を確保することを約束するものではありませんので、ご了承ください。
- (5) 今回の資料の提出は、貴社に対して、将来の入札に応じる義務を負わせるものではありません。また、貴社は、将来の入札時において、今回の回答内容に拘束される必要はありません。

7 連絡先

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

姫路市保健所衛生課 担当 正岡、沖田

電話：079-289-1633

E-Mail：hokensho-eisei@city.himeji.lg.jp